

報道関係者 各位

平成26年12月10日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 沖田秀之（内線5080）

主任地方産業安全専門官 白名 弘（内線5081）

TEL 0852-31-1157

年末年始に向け労働災害防止対策を徹底するため 緊急安全パトロール等を実施します

～島根県内の労働災害が急増しています。安全衛生管理活動の強化を～

平成26年の県内の労働災害は、11月末現在において610人と前年同期比で9人の増加（1.5%増）となっています。

年末年始は災害が増加する可能性が高く、特に本年は災害が全国的に増加していることや、過日、松江市中心部で大型の移動式クレーンが転倒するなど予断を許さない状況も見られることから、島根労働局（局長 古田宏昌）では、労働災害防止対策の徹底と働く人々の安全衛生意識の向上を図るため、「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」実施要綱（別紙）に基づき、下記のとおり緊急安全パトロールを実施するほか、今後開催予定の関係団体等との各種会議等において職場の安全衛生管理の徹底を要請します。

1 緊急安全パトロールの実施概要

(1) 日時 平成26年12月12日（金） 午前8時00分～午前9時20分（予定）

(2) 場所 松江市学園南1-21-1

(3) 対象

施工者名	松江土建・カナツ技建・一畑工業特別共同企業体
工事名称	（仮称）新体育館建設（建築主体）工事
発注者	松江市
工期	平成26年3月27日～平成27年12月15日
工事概要	SRC（鉄骨鉄筋）、一部RC（鉄筋）、一部S造（鉄骨）3階建

(4) 出席者

島根労働局：労働局長、労働基準部健康安全課長及び健康安全課職員 3 名
松江労働基準監督署：松江労働基準監督署長（以上計 6 名）

(5) 実施内容

建設現場において重篤な災害に繋がりやすいクレーン等の建設機械災害の防止を中心に、安全衛生管理の徹底と安全衛生意識の向上を呼びかける。

(6) 日 程

安全パトロール結果の取りまとめを除き、公開で実施します。

7 時 55 分頃～8 時 00 分	現場集合、名刺交換等
8 時 00 分～8 時 05 分	島根労働局長あいさつ
8 時 05 分～8 時 15 分	島根労働局から労働災害防止対策の徹底について (要請)
8 時 15 分～8 時 25 分	施工者から工事概要及び安全衛生対策の説明
8 時 25 分～8 時 55 分	安全パトロール実施
8 時 55 分～9 時 10 分	安全パトロール結果の取りまとめ（非公開）
9 時 10 分～9 時 20 分	松江労働基準監督署長から安全パトロール結果の講評
9 時 20 分	島根労働局労働基準部健康安全課長あいさつ

(7) 場 所

島根労働局長あいさつ、労働災害防止対策の徹底、工事概要及び安全衛生対策の説明等を施工現場に設置された安全掲示板の前で実施します。

なお、雨天等の場合は建設工事事務所内で実施します。

(8) お願い

取材時には、取材者の安全を確保するため、保護帽（ヘルメット）の着用をお願いします。

服装はそで口、すそ締りの良いもの及び運動靴等の着用をお願いします。

また、現場における案内及び駐車場確保等の都合上、取材をいただく報道機関は、12 月 11 日（木）午後 5 時までに島根労働局労働基準部健康安全課に、F A X（0852-31-1163）でご連絡をお願いします。

2 職場における安全衛生管理の徹底を要請

島根労働局及び管下労働基準監督署が事業者団体等との間で開催する各種会議において、職場の安全衛生管理の徹底を要請します。

「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」実施要綱

1 趣 旨

平成 26 年の当局管内における労働災害は、平成 26 年 10 月末現在において 553 人と前年同期比で 42 件の増加(8.2%)、前々年同期比でも 9 件の増加(1.7%)で、2 年連続して増加している。

職場の安全と健康が確保されることは、働く人々にとって幸福な家庭生活を営む上で基本的な大前提であり、本来労働災害はあってはならないものである。

労働災害防止対策を実効あるものにするためには、経営トップが先頭になって、法令に規定される最低基準の災害防止対策を遵守するだけでなく、自主的に個々の事業場におけるリスクアセスメント、ヒヤリ・ハット活動、指差呼称運動等を実施し、適切な労働災害防止対策を講じることが重要である。

このような状況に鑑み、労働災害を根絶するために、「島根 年末・年始労働災害防止緊急対策」として、年末年始に向けて、労働災害防止対策強化期間を設けて、県下における各関係労働災害防止団体、各事業場における活発な安全衛生活動等を促進することとする。

2 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日まで

3 取組内容

(1) 労働局、労働基準監督署の実施事項

① 広報の実施

労働災害発生状況及び緊急対策の内容の広報を実施し、関係者に対して、注意喚起と対策への協力を要請する。

② 労働災害防止団体に対する協力要請

(一社)島根労働基準協会、建設業労働災害防止協会島根県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会島根県支部等の労働災害防止団体に対して、緊急対策の周知及び自主的パトロール等の強化を要請する。

③ 安全衛生指導の実施

県内の各監督署において、労働災害防止の取り組みを強化する。

(2) 労働災害防止団体の実施事項

- ① 傘下の事業場に対する周知徹底
- ② 自主的な安全パトロールの実施

(3) 各事業場における実施事項

- ① 経営トップによる現場巡視、安全パトロール等の実施
- ② 職場、現場、作業場等における安全衛生点検の実施
- ③ 職場、現場、作業場等における災害事例、ヒヤリ・ハット事例等の収集
- ④ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムをはじめとした自主的な安全衛生管理活動の実施
- ⑤ 作業標準等の内容の見直し及び整備
- ⑥ 非定常作業における労働災害防止対策の実施
- ⑦ 4 S（整理、整頓、清潔、清掃）の徹底
- ⑧ 指差呼称の実施
- ⑨ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の実施
- ⑩ 冬場の路面の凍結等による転倒災害の防止対策